

第1

令和6年2月20日 招集

定例教育委員会提出議案

唐津市教育委員会

目 次

1 議案

議案第4号	唐津市公の施設の設備の使用による個人演説会開催に必要な設備の公営及び使用規則の一部を改正する規則制定について	… 1
議案第5号	唐津市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則及び唐津市立学校体育施設の開放に関する条例施行規則の一部を改正する規則制定について	… 8
議案第6号	唐津市教育委員会教育長の職務代理及び職務代行に関する規則制定について	… 17
議案第7号	令和6年度唐津市教育の基本方針の策定について	… 22

2 協議事項

(1)	唐津市学校給食衛生管理基準の見直しについて	… 44
(2)	唐津地区PTA連合会と唐津市教育委員会との連携と協力に関する協定書について	… 47

3 報告事項

(1)	教育長報告	
(2)	各課報告事項	
①	令和6年度当初予算の概要について（教育総務課）	【資料当日配布】
②	唐津市所蔵品展「動物と花 何で描く？」について（近代図書館）	… 52
③	図書館の小さな美術館で学び舎プロジェクト2023「唐松アートステューデント」について（近代図書館）	… 53
④	共催及び後援について（教育総務課）	… 54
⑤	教育委員会行事予定（教育総務課）	… 55
(3)	その他	

4 その他

次回の定例教育委員会の日程について（案）

日 時 令和6年3月28日（木）14時00分から

会 場 唐津市役所 大手口別館6階 会議室

議案第4号

唐津市公の施設の設備の使用による個人演説会開催に必要な設備の公
営及び使用規則の一部を改正する規則制定について

唐津市公の施設の設備の使用による個人演説会開催に必要な設備の公営及び使用
規則の一部を改正する規則を別紙のように制定するものとする。

令和6年2月20日 提出

唐津市教育委員会

教育長 栗原宣康

提案理由 巖木小学校、簗木小学校、入野小学校、納所小学校及び田野小学校を
廃止し、新たに巖木小学校及び肥前小学校を設置し、巖木小学校及び巖
木中学校を併設校とすることに伴い改正するものである。

規 則 案 の 概 要

1 規則案の題名

唐津市公の施設の設備の使用による個人演説会開催に必要な設備の公営及び使用規則の一部を改正する規則

2 改正理由

巖木小学校、簗木小学校、入野小学校、納所小学校及び田野小学校を廃止し、新たに巖木小学校及び肥前小学校を設置し、巖木小学校及び巖木中学校を併設校とすることに伴い改正するもの

3 改正の内容

公営施設使用の個人演説会開催のために必要な施設及び設備の範囲並びに納付すべき公営施設の使用料に係る表中「巖木小」、「簗木小」、「納所小」及び「田野小」に係る規定を削り、施設名の「巖木中」を「巖木小中」に、「入野小」を「肥前小」、「入野小向島分校」を「肥前小向島分校」に改める。

4 施行期日

令和6年4月1日から施行する。

5 その他

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第119条第2項の規定により、公営施設使用の個人演説会開催のために必要な施設及び設備の範囲等を定める場合には、市町村の選挙管理委員会の承諾を得る必要があるため、本議案が承認されたときは、唐津市選挙管理委員会に承諾申請をし、承諾後、規則の公布を行うものとする。

唐津市教育委員会規則第 号

唐津市公の施設の設備の使用による個人演説会開催に必要な設備の公
 営及び使用規則の一部を改正する規則

唐津市公の施設の設備の使用による個人演説会開催に必要な設備の公営及び使用
 規則（平成17年教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

厳木小	屋内運動場 632.00	有	ス テ ー ジ	ス テ ー ジ	有	有	400W24	700
簗木小	屋内運動場 1,034.00	有	ス テ ー ジ	ス テ ー ジ	有	有	100W20	900
厳木中	屋内運動場 1,701.00	有	ス テ ー ジ	ス テ ー ジ	有	有	1000W20	1,000

」

を

「

厳木小 中	屋内運動場 1,701.00	有	ス テ ー ジ	ス テ ー ジ	有	有	1000W20	1,000
----------	-------------------	---	------------------	------------------	---	---	---------	-------

」

に、

「

入野小	屋内運動場 619	有	有	ス テ ー ジ バ ッ ク	有	有	300W12	400	唐津市立学 校体育施設 の開放に関 する条例に 規定する額
田野小	屋内運動場 844	有	有	ス テ ー ジ バ ッ ク	有	有	400W13	500	
納所小	屋内運動場	有	有	ス テ	有	有	200~400W12	500	

」

		864			ー ジ バ ッ ク					
入野小 向島分 校	2Fホール	無	有	無	有	有	40W11	100	唐津市行政 財産使用料 条例（平成 17年条例 第70条） に規定する 額	

を
「

肥前小	屋内運動場	有	有	ス テ ー ジ バ ッ ク	有	有	300W12	400	唐津市立学 校体育施設 の開放に関 する条例に 規定する額
肥前小 向島分 校	2Fホール	無	有	無	有	有	40W11	100	唐津市行政 財産使用料 条例（平成 17年条例 第70号） に規定する 額

に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

○公職選挙法施行令（抄）

（昭和25年政令第89号）

（個人演説会等の施設の設備）

第119条 第115条の規定による通知があつた場合においては、第116条の規定に該当する場合を除くほか、個人演説会等の施設の管理者は、個人演説会等の施設に照明の設備、演壇、聴衆席等個人演説会等開催のために必要な設備（暖房の設備を除く。）をしなければならない。ただし、次条第1項の規定により費用を納付すべき公職の候補者等がこれを納付しない場合においては、この限りでない。

2 個人演説会等の施設の管理者は、市町村の選挙管理委員会の承諾を得て、前項の規定によってする設備の程度その他施設（設備を含む。）の使用に関する定めを設けて、あらかじめこれを公表しなければならない。

3 公職の候補者等は、第1項の規定による設備のほか、自ら個人演説会等の開催のために必要な設備をすることができる。

議案第5号

唐津市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則及び唐津市立学校体育施設の開放に関する条例施行規則の一部を改正する規則制定について
唐津市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則及び唐津市立学校体育施設の開放に関する条例施行規則の一部を改正する規則を別紙のように制定するものとする。

令和6年2月20日 提出

唐津市教育委員会

教育長 栗原 宣 康

提案理由 巖木小学校、簗木小学校、入野小学校、納所小学校及び田野小学校を廃止し、新たに巖木小学校及び肥前小学校を設置し、巖木小学校及び巖木中学校を併設校とすることに伴い改正するものである。

規 則 案 の 概 要

1 規則案の題名

唐津市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則及び唐津市立学校体育施設の開放に関する条例施行規則の一部を改正する規則

2 改正理由

巖木小学校、簗木小学校、入野小学校、納所小学校及び田野小学校を廃止し、新たに巖木小学校及び肥前小学校を設置し、巖木小学校及び巖木中学校を併設校とすることに伴い改正するもの

3 改正の内容

(1) 第1条関係

別表第1中「巖木小学校区」及び「簗木小学校区」を「巖木小学校区」として統合し、「入野小学校区」、「納所小学校区」及び「田野小学校区」を「肥前小学校区」として統合し、「入野小学校向島分校区」を「肥前小学校向島分校区」に改める。

別表第2中「巖木中学校区」の所属小学校区から「簗木小学校区」を削り、「肥前中学校区」の所属小学校区の「入野小学校区」及び「入野小学校向島分校区」を「肥前小学校区」及び「肥前小学校向島分校区」に改め、「納所小学校区」及び「田野小学校区」を削る。

(2) 第2条関係

開放学校及び施設の表中「巖木小学校」、「簗木小学校」及び「巖木中学校」を「巖木小中学校」に、「入野小学校」、「納所小学校」及び「田野小学校」を「肥前小学校」に改める。

4 施行期日

令和6年4月1日から施行する。

唐津市教育委員会規則第 号

唐津市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則及び唐津市立学校
体育施設の開放に関する条例施行規則の一部を改正する規則
(唐津市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部改正)

第1条 唐津市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則(平成17年教育委員会規則第15号)の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

厳木小学校区	浦川内、広瀬、中島、牧瀬、厳木(浪瀬及び簀木行政区を除く。)、広川、星領、鳥越、平之、瀬戸木場、天川
簀木小学校区	簀木、浪瀬、岩屋、厳木(浪瀬及び簀木行政区)、本山、高倉、棕ノ木、楠の一部
相知小学校区	相知、中山、牟田部、山崎、久保、千束、平山上、平山下、佐里、横枕、湯屋、田頭、楠の一部、町切、長部田、鷹取

」

を

「

厳木小学校区	浦川内、広瀬、中島、牧瀬、厳木、広川、星領、鳥越、平之、瀬戸木場、天川、簀木、浪瀬、岩屋、本山、高倉、棕ノ木
相知小学校区	相知、中山、牟田部、山崎、久保、千束、平山上、平山下、佐里、横枕、湯屋、田頭、楠、町切、長部田、鷹取

」

に、

「

入野小学校区	入野、犬頭、星賀、梅崎、鶴牧(鶴牧及び大鶴行政区)
入野小学校向島分校区	向島
納所小学校区	納所、鶴牧(菖津行政区)
田野小学校区	田野、寺浦、新木場、上ヶ倉、瓜ヶ坂

」

を
「

肥前小学校区	入野、犬頭、星賀、梅崎、鶴牧、納所、田野、寺浦、新木場、 上ヶ倉、瓜ヶ坂
肥前小学校向島分校区	向島

に改める。

別表第2 巖木中学校区の項中「、簗木小学校区」を削り、同表肥前中学校区の項中「入野小学校区、入野小学校向島分校区、納所小学校区、田野小学校区」を「肥前小学校区、肥前小学校向島分校区」に改める。

(唐津市立学校体育施設の開放に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 唐津市立学校体育施設の開放に関する条例施行規則（令和5年教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

開放学校名	開放施設
東唐津小学校 外町小学校 長松小学校 西唐津小学校 竹木場小・高峰中学校 高島小学校 佐志小学校 鏡山小学校 久里小学校 鬼塚小学校 大良小学校 湊小学校 成和小学校 大志小学校 浜崎小学校 玉島小学校 平原小学校 巖木小中学校 相知小学校 伊岐佐小学校 北波多小学校 切木小学校 肥前小学校 名護屋小学校 馬渡小中学校 加唐小中学校 打上小学校 呼子小学校 小川小中学校 七山小中学校 第一中学校 佐志中学校 第五中学校 鏡中学校 鬼塚中学校 湊中学校 西唐津中学校 浜玉中学校 相知中学校 北波多中学校 肥前中学校	屋内運動場

浜玉中学校 相知中学校 海青中学校	剣道場
東唐津小学校 外町小学校 長松小学校 西唐津小学校 竹木場小・高峰中学校 高島小学校 佐志小学校 鏡山小学校 久里小学校 鬼塚小学校 大良小学校 湊小学校 成和小学校 大志小学校 浜崎小学校 玉島小学校 平原小学校 巖木小中学校 相知小学校 伊岐佐小学校 北波多小学校 切木小学校 肥前小学校 名護屋小学校 馬渡小中学校 加唐小中学校 打上小学校 呼子小学校 小川小中学校 七山小中学校 第一中学校 佐志中学校 鏡中学校 鬼塚中学校 湊中学校 浜玉中学校 相知中学校 北波多中学校 肥前中学校 海青中学校	屋外運動場
巖木小中学校 浜玉中学校 北波多中学校	テニスコート

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

議案第5号参考資料

唐津市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部改正新旧対照表（第1条関係）

改 正 案		現 行	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
学校区	所属地区	学校区	所属地区
略	略	略	略
厳木小学校区	浦川内、広瀬、中島、牧瀬、厳木、広川、星領、鳥越、平之、 瀬戸木場、天川、簗木、浪瀬、岩屋、本山、高倉、棕ノ木	厳木小学校区	浦川内、広瀬、中島、牧瀬、厳木（浪瀬及び簗木行政区を除く。）、広川、星領、鳥越、平之、瀬戸木場、天川
相知小学校区	相知、中山、牟田部、山崎、久保、千束、平山上、平山下、佐里、横枕、湯屋、田頭、楠_____、町切、長部田、鷹取	簗木小学校区	簗木、浪瀬、岩屋、厳木（浪瀬及び簗木行政区）、本山、高倉、棕ノ木、楠の一部
略	略	相知小学校区	相知、中山、牟田部、山崎、久保、千束、平山上、平山下、佐里、横枕、湯屋、田頭、楠の一部、町切、長部田、鷹取
肥前小学校区	入野、犬頭、星賀、梅崎、鶴牧、納所、田野、寺浦、新木場、 上ヶ倉、瓜ヶ坂	略	略
肥前小学校向島分校区	向島	入野小学校区	入野、犬頭、星賀、梅崎、鶴牧（鶴牧及び大鶴行政区）
略	略	入野小学校向島分校区	向島
		納所小学校区	納所、鶴牧（菖津行政区）
		田野小学校区	田野、寺浦、新木場、上ヶ倉、瓜ヶ坂
		略	略
別表第2（第2条関係）		別表第2（第2条関係）	
学校区	所属小学校区	学校区	所属小学校区
略	略	略	略
厳木中学校区	厳木小学校区_____	厳木中学校区	厳木小学校区、簗木小学校区

略	略
肥前中学校区	肥前小学校区、肥前小学校向島分校区
略	略

略	略
肥前中学校区	入野小学校区、入野小学校向島分校区、納所小学校区、田野小学校区
略	略

議案第 5 号参考資料

唐津市立学校体育施設の開放に関する条例施行規則の一部改正新旧対照表（第 2 条関係）

改 正 案		現 行	
別表第 1（第 3 条関係）		別表第 1（第 3 条関係）	
開放学校名	開放施設	開放学校名	開放施設
東唐津小学校 外町小学校 長松小学校 西唐津小学校 竹木場小・高峰中学校 高島小学校 佐志小学校 鏡山小学校 久里小学校 鬼塚小学校 大良小学校 湊小学校 成和小学校 大志小学校 浜崎小学校 玉島小学校 平原小学校 巖木小中学校 _____ 相知小学校 伊岐佐小学校 北波多小学校 切木小学校 肥前小学校 _____ _____ 名護屋小学校 馬渡小中学校 加唐小中学校 打上小学校 呼子小学校 小川小中学校 七山小中学校 第一中学校 佐志中学校 第五中学校 鏡中学校 鬼塚中学校 湊中学校 西唐津中学校 浜玉中学校 _____ 相知中学校 北波多中学校 肥前中学校	屋内運動場	東唐津小学校 外町小学校 長松小学校 西唐津小学校 竹木場小・高峰中学校 高島小学校 佐志小学校 鏡山小学校 久里小学校 鬼塚小学校 大良小学校 湊小学校 成和小学校 大志小学校 浜崎小学校 玉島小学校 平原小学校 巖木小学校 簗木小学校 相知小学校 伊岐佐小学校 北波多小学校 切木小学校 入野小学校 納所小学校 田野小学校 名護屋小学校 馬渡小中学校 加唐小中学校 打上小学校 呼子小学校 小川小中学校 七山小中学校 第一中学校 佐志中学校 第五中学校 鏡中学校 鬼塚中学校 湊中学校 西唐津中学校 浜玉中学校 巖木中学校 相知中学校 北波多中学校 肥前中学校	屋内運動場
浜玉中学校 相知中学校 海青中学校	剣道場	浜玉中学校 相知中学校 海青中学校	剣道場
東唐津小学校 外町小学校 長松小学校 西唐津小学校 竹木場小・高峰中学校 高島小学校 佐志小学校 鏡山小学校 久里小学校 鬼塚小学校 大良小学校 湊小学校 成和小学校 大志小学校 浜崎小学校 玉島小学校 平原小学校 巖木小中学校 _____ 相知小学校 伊岐佐小学校 北波多小学校 切木小学校 肥前小学校 _____ _____ 名護屋小学校 馬渡小中学校 加唐小中学校	屋外運動場	東唐津小学校 外町小学校 長松小学校 西唐津小学校 竹木場小・高峰中学校 高島小学校 佐志小学校 鏡山小学校 久里小学校 鬼塚小学校 大良小学校 湊小学校 成和小学校 大志小学校 浜崎小学校 玉島小学校 平原小学校 巖木小学校 簗木小学校 相知小学校 伊岐佐小学校 北波多小学校 切木小学校 入野小学校 納所小学校 田野小学校 名護屋小学校 馬渡小中学校 加唐小中学校	屋外運動場

打上小学校 呼子小学校 小川小中学校 七山小中学校 第一中学校 佐志中学校 鏡中学校 鬼塚中学校 湊中学校 浜玉中学校 _____ 相知中学校 北波多中学校 肥前中学校 海青中学校		打上小学校 呼子小学校 小川小中学校 七山小中学校 第一中学校 佐志中学校 鏡中学校 鬼塚中学校 湊中学校 浜玉中学校 <u>巖木中学校</u> 相知中学校 北波多中学校 肥前中学校 海青中学校	
<u>巖木小中学校</u> <u>浜玉中学校</u> 北波多中学校	テニスコート	<u>浜玉中学校</u> <u>巖木中学校</u> 北波多中学校	テニスコート

議案第6号

唐津市教育委員会教育長の職務代理及び職務代行に関する規則制定について

唐津市教育委員会教育長の職務代理及び職務代行に関する規則を別紙のように制定するものとする。

令和6年2月20日 提出

唐津市教育委員会

教育長 栗原宣康

提案理由 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定に基づき指名する教育長職務代理者について、任期等、また、事務局内での職務代行に関し必要な事項を定めるものである。

規 則 案 の 概 要

1 規則案の題名

唐津市教育委員会教育長の職務代理及び職務代行に関する規則

2 制定理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定に基づき指名する教育長職務代理者について、任期等、また、事務局内での職務代行に関し必要な事項を定めるもの

3 規則案の内容

- (1) 職務代理者の任期を、教育長が別の委員を指名する日までとする。
- (2) 職務代理者に事故があるとき、又は欠けたときは、委員のうち最年長者が臨時に教育長の職務を行うこととする。
- (3) 職務代理者は非常勤の特別職であるため、職務を円滑に進めるため必要と認めるときは、教育部長をして職務代行者を置くことができることとする。
- (4) 職務代行者は、唐津市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し、又は臨時に代理させる規則の規定に基づき、その職務を行うこととする。

4 施行期日等

- (1) 公布の日から施行
- (2) この規則の施行の日の前日までに行われた職務代理者の指名については、なお従前の例による。

唐津市教育委員会規則第 号

唐津市教育委員会教育長の職務代理及び職務代行に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）の規定に基づき、唐津市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に事故があるとき、又は教育長が欠けたときの職務代理及び職務代行について、必要な事項を定めるものとする。

(職務代理者)

第2条 法第13条第2項の規定に基づき、教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、あらかじめ教育長が唐津市教育委員会委員（以下「委員」という。）のうちから指名した者を教育長職務代理者（以下「職務代理者」という。）とし、その職務を行う。

2 職務代理者の任期は、教育長が別の委員を指名する日までとする。

3 職務代理者に事故があるとき、又は欠けたときは、委員のうち最年長者が臨時に教育長の職務を行う。

(職務代行者)

第3条 法第25条第4項の規定に基づき、職務代理者が職務を円滑に進めるため必要と認めたときは、唐津市教育委員会事務局の職員のうちから教育長職務代行者（以下「職務代行者」という。）を置くことができる。

2 職務代行者は、教育部長の職にある者とする。

3 職務代行者は、唐津市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し、又は臨時に代理させる規則（平成17年教育委員会規則第9号）の規定に基づき、その職務を行う。

(補則)

第4条 この規則に定めるもののほか、教育長の職務代理及び職務代行に関し、必要な事項は教育委員会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに行われた職務代理者の指名については、なお従前の例による。

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抄）

（昭和31年法律第162号）

（教育長）

第13条 教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する。

2 教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行う。

（事務の委任等）

第25条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することができない。

- (1) 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。
- (2) 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。
- (3) 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置及び廃止に関すること。
- (4) 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。
- (5) 次条の規定による点検及び評価に関すること。
- (6) 第27条及び第29条に規定する意見の申出に関すること。

3 教育長は、教育委員会規則で定めるところにより、第1項の規定により委任された事務又は臨時に代理した事務の管理及び執行の状況を教育委員会に報告しなければならない。

4 教育長は、第1項の規定により委任された事務その他その権限に属する事務の一部を事務局の職員若しくは教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員（以下この項及び次条第1項において「事務局職員等」という。）に委任し、又は事務局職員等をして臨時に代理させることができる。

議案第7号

令和6年度唐津市教育の基本方針の策定について
令和6年度唐津市教育の基本方針を次のように策定するものとする。

令和6年2月20日 提出

唐津市教育委員会

教育長 栗原 宣 康

令和6年度唐津市教育の基本方針

別紙のとおり

提案理由 学校、家庭及び地域の様々な教育的課題に対応し、活力ある唐津市への発展を推進するため、令和6年度唐津市教育の基本方針を策定するものである。

令和6年度
唐津市の教育

【基本方針編】

唐津市教育委員会

唐津市教育の基本方針

唐津市教育委員会は、教育基本法をはじめとする関係法令や唐津市総合計画に基づき、次代を担う子どもたちが、心身ともに健康で知性と感性に富み、人間性豊かに成長し、希望に満ち自らの未来を切り拓いていけるよう、教育の基本方針を定める。

第2次唐津市総合計画基本構想（平成27年度～令和6年度）（抄）

まちづくりの基本理念「市民力・地域力によるまちづくり」

令和6年度に目指す将来像「海と緑にかこまれたここちよい 唐津」

- ・本市のもつかけがえのない豊かな自然環境を最大の地域資源として認識
- ・子どもたちを地域で見守り育てていく地域コミュニティの結束

基本目標4 生きる力に満ちた人をはぐくむまちづくり

- ・市の将来を担っていく子どもたちは地域の宝であり、子どもたちの健全な育成は地域の重要な責務
- ・子どもたちの基礎学力の向上はもちろんのこと、自ら学び、考え、行動できる「生きる力」や「心豊かな子ども」をはぐくむ取り組みを、コミュニティスクールや地域活動を通して、学校、家庭、地域が三位一体となり推進
- ・地域における住民の生きがいとふれあいを目指すため、施設の適正配置、役割分担、生涯学習拠点としての機能充実を図り、地域住民自らが地域コミュニティの創造に参画できる体制の整備
- ・すべての人が個人として尊重される社会を確立するため、同和問題をはじめとするあらゆる差別の解消に向けた人権教育・人権啓発
- ・グローバルな人材育成

基本的方向

- ・地域の将来を担う人材の育成を進める。
- ・生涯を通じて知識が習得できる学習環境の整備を進める。
- ・住民の生きがいとふれあいを生む地域コミュニティの形成を図る。
- ・人権教育、人権啓発の推進を図る。

＜唐津市教育の基本方針＞

生きる力に満ちた人をはぐくむ

1 地域の将来を担う人材の育成

- (1) 学校の全教育活動を通して自立の精神を高めるとともに、学校・家庭・地域社会が一体となって郷土唐津の自然や伝統・文化の良さを体感できる場などを通して、社会の一員としてのルールを守り貢献しようとする心や他者を思いやる心など「豊かな心」をはぐくむ。また、義務教育と就学前教育との接続を滑らかにし、成長・発達に応じた基本的な生活習慣の定着を図る。
- (2) 子どもたち一人ひとりが持つ能力を発揮し、将来にわたって自己実現を図り自信に満ちた人生を創造できるように、良好な教育環境の整備・充実を図るとともに、中学校区が一体となった教育を推進し、「確かな学力」を身に付けさせる。
- (3) 子どもたちの体力や運動能力の向上を図るため、学校における体育・健康に関する活動を充実させ運動習慣を定着させる。また、家庭や地域社会との連携を図りながら、食育をはじめ日常生活における体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎となる「健やかな体」をはぐくむ。
- (4) 国際社会に対応した人材を育成するため、日本と郷土唐津の伝統と文化を尊重し、それらの理解を基盤とする異文化・国際理解教育を一層推進するとともに、小・中学校における外国語教育を充実させ、子どもたちのコミュニケーション能力等の向上を目指す。また、ICTの活用など時代のニーズにあった教育を推進する。
- (5) 家庭教育は教育の原点であり、子どもたちは家庭や地域の中で成長するという基本に立ち、家庭・学校・地域が協働し、教育の担い手として役割と責任を果たし、子どもたちの発達段階に合わせて相互補完しながら、連携を強化し支援する。また、家庭の教育力を向上させるための啓発などを行う。

2 生涯学習の推進と文化財の保護

市民が、生涯にわたって自己実現を図ることのできる学習機会を提供する。

あわせて、生涯を通じて読書に親しめるよう図書館環境の充実を図る。また、質の高い文化や芸術に親しめる機会を提供することにより、文化向上を目指す。

さらに、地域で受け継がれてきた祭りや伝統行事などの継承を支援し、地域の伝統文化の保護を図るとともに、史跡や歴史的建造物などの保護・活用を推進し、文化財の普及啓発を推進する。

3 人権教育、人権啓発の推進

日本国憲法及び教育基本法の内容ととも、唐津市人権教育・啓発基本方針や唐津市いじめ防止基本方針に基づき、学校教育・社会教育の両面を通じて、あらゆる偏見や差別をなくし唐津市民の人権意識を高めるとともに、子どもたち一人ひとりが、かけがえのない人間として尊重されるよう、人権教育を推進する。

基本方針：令和 年 月 日 定例教育委員会承認

令和6年度の主要施策

この基本方針を達成するため、学校教育、社会教育、文化財の保存・活用及び人権教育における令和6年度の主要施策を次のとおり定め、国や佐賀県教育委員会及び関係教育機関・団体との連携のもと、広く市民の理解と協力を得ながら、積極的かつ着実に施策の推進に努める。

重点目標1 知・徳・体の調和のとれた「生きる力」の育成

- (1) 主体的・対話的で深い学びの推進及び学力向上
- (2) 心の教育の充実
- (3) 食育・健康教育の推進と体位・体力の向上
- (4) 安全安心な学校給食の実施
- (5) 幼・保・小・中・高の連携の強化と推進

<令和6年度のねらい、目指すべきところ>

- (1) 児童生徒の主体的、対話的で深い学びを推進するため、個別最適な学びと協働的な学びやカリキュラム・マネジメントを進め、PDCAサイクルの視点で継続的に授業改善を行います。また、学力向上指定校を拠点とする「学び合える環境」づくりとして、唐津市内の小・中学校を指定校に設定し、指定校の授業公開や講師からの指導などを通して、市内の全教職員の授業力向上を目指します。また、先進校を視察し、唐津市の取組との比較を通して改善点を整理し、指導・助言に生かします。併せて、教科等研究部会の活動を通して教職員の資質の向上を図ります。
- (2) 道徳教育の目標に基づき、教育活動全般において、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養います。「特別な教科 道徳」やさまざまな体験活動等を通して、自己を見つめ、物事を広い視野から多面的・多角的に考え、人間としての生き方について考える学習を行い、「心の教育」を充実させます。
- (3) 児童生徒の健康な体づくりを推進するため、体育的活動等を充実させるとともに、食育や健康教育に関する指導を推進します。また、全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果を踏まえ、児童生徒の体力の向上に係る施策や取り組みの成果と課題を把握し改善に役立てます。

感染症の予防には、発生源をなくすこと、感染経路を遮断すること、主体の抵抗力を高めることがあり、その対応について児童生徒にしっかりと学ばせ、積極的に感染予防に努める態度を育てます。また、学校・家庭・地域及び関係機関と連携し、基本的な感染症対策を講じながら感染予防を行い、安全安心な教育活動に努めます。
- (4) 安全安心な学校給食の提供を行うため、徹底した衛生管理を行い異物混入防止に努めます。また、食物アレルギーを持つ児童生徒も給食を楽しめるように、アレルギー対応給食の提供を行います。併せて学校給食食材の地産地消を進めることにより、児童生徒の食に対する関心と、地域や生産者への理解を深め、給食を通じた地元愛を育んでいきます。

- (5) 自己肯定感や生きる力に満ち、心身共にたくましい幼児児童生徒を育むために、幼・保・小・中・高の連携を充実させます。

重点目標 2 時代の要請に応える教育の推進

- (1) 学校・家庭・地域の役割分担と相互連携
- (2) ICT活用教育の推進
- (3) 郷土唐津の伝統や文化を尊重する心と態度の育成
- (4) 外国語教育の充実
- (5) インクルーシブ教育の視点を踏まえた特別支援教育の充実
- (6) 部活動改革
- (7) 持続可能な社会づくりの推進

<令和6年度のねらい、目指すべきところ>

- (1) 市内すべての学校が地域との連携を深め、学校・家庭・地域が一体となって児童生徒を育む「地域とともにある学校づくり」を推進します。また、「放課後子ども総合プラン」の推進に努めます。
- (2) 課題解決に向けた主体的・対話的で深い学びや個々の能力・特性に応じた学びの実現のため、小・中学校に導入した電子黒板や1人1台のタブレット端末等のICT機器を活用した教育を推進します。
- (3) 地域との連携を深め、地域から伝統や文化を学ぶ活動を推進することで、児童生徒の郷土唐津の伝統や文化を尊重する心と態度を育成します。
- (4) 小・中学校の外国語教育を充実させるため、ALTを有効に活用しながら外国の文化に対する理解を深め、主体的に外国語を用いてコミュニケーションを図ろうとする態度を育成します。また、全小学校で実施するGTEC（スコア型英語4技能テスト）を検証するとともに、小・中学校の担当者が事前・事後指導ほか、効果的な取組について交流することを通して、さらなる外国語教育の充実を図ります。
- (5) インクルーシブ教育の視点を踏まえ、「共に学ぶ」児童生徒一人ひとりの特性を認めながら、各々の個性の伸長をめざします。また、特別支援学校や療育機関、特別支援教育エリアリーダー及びアドバイザー等との連携を図りながら個に応じた特別な教育的支援を進めるために、教職員の指導力の向上に努めるとともに、生活支援員を適正に配置し、併せて就学相談会や学校支援の充実を図ります。教育支援委員会では、児童生徒の特性に応じた適正な教育支援が行われるように十分な検討を行います。
- (6) 地域移行に向けた関係者会議を実施し、関係各課、機関等との連携を図りながら部活動改革を進めます。
- (7) 持続可能な社会づくりに向けて、SDGsの17目標の理解と持続可能な社会づくりを推進する力の育成を図ります。

また、地域の将来を担う人材の育成を目指し、「唐津市ひとづくり計画」を策定し、持続可能な地域づくりに努めます。

重点目標3 安全で快適な教育環境の整備・充実

- (1) 校舎等学校施設の改築、長寿命化改良工事等
- (2) 学校の規模適正化・適正配置
- (3) 学校備品等の整備・充実
- (4) 就学支援の充実

<令和6年度のねらい、目指すべきところ>

- (1) 学校の改築、長寿命化改良工事等の事業推進により施設の整備・充実に努めます。
- (2) 複式学級の解消のため、学校の規模適正化・適正配置に努めます。また、市内小・中学校の現状に沿った方針を定めるため、通学区域審議会を開催していきます。
- (3) 電子黒板及び理科教材その他備品等を計画的に購入・更新することで、よりよい学習環境の充実に図ります。
- (4) 経済的理由で就学が困難な児童生徒に対し、学用品費の給付などの就学援助及び奨学資金の貸し付けを行うことで、児童生徒が平等に教育を受けられる環境づくりを行います。

重点目標 4 生きがいのある生涯学習環境の整備・充実

- (1) 生涯学習の普及啓発
- (2) 生涯学習基盤の整備
- (3) 生涯学習機会の拡充と支援
- (4) 地域社会活動の振興
- (5) 図書館活動の充実
- (6) 優れた芸術・文化活動の推進

<令和6年度のねらい、目指すべきところ>

- (1) 公民館における生涯学習の普及啓発を図るため、市内25館の公民館が発行する「公民館だより」、市公式HPを活用した周知を充実させます。
- (2) 「唐津市教育委員会個別施設計画」に基づき、順次事業を推進するとともに、公民館類似施設の整備に対しても公的補助を行います。
- (3) 地域住民自らが地域コミュニティの創造に参画できる体制の整備を目的として、公立公民館及び自治公民館、都市コミュニティセンターなどの社会教育施設で、市民それぞれの世代に応じた学習課題に合致した魅力ある学習機会を提供できるよう、学習内容の拡充と支援体制の確立に努めます。
- (4) 社会教育関係団体の運営及び活動に対する支援のあり方について検討を行い、社会教育の振興を図ります。また、公民館のあり方の検討を進め、地域住民自らが地域社会活動に参画できる体制を目指します。
- (5) 「唐津市図書サービス計画」に基づき、利用者のニーズに応じた図書館資料の収集や保存整備、図書館と市民センター公民館図書室をつなぐ近代図書館ネットワークシステムを活用した図書の貸出・返却を充実させます。また「唐津市子ども読書活動推進計画（第3次）」を基本とし、読み聞かせ等の事業の実施、図書館サービスの向上と利用の促進を図ります。
- (6) 近代図書館美術ホールでは特別展や市所蔵品展等、4階ロビー等では近^{きん}図^とプ^ちこれ^くし^ょんや近^{きん}図^とぎ^ゃら^りいを開催するとともに教育普及事業を実施し、質の高い文化や芸術に親しめる機会の提供及び地域の文化芸術の向上を図ることで、図書館利用の促進に努めます。

重点目標5 受け継がれてきた伝統的・歴史的文化の継承

- (1) 民俗文化財等の保護・継承育成
- (2) 埋蔵文化財等各種文化財の調査
- (3) 史跡等の保存・整備
- (4) 文化財・歴史遺産に関する保護・啓発活動

<令和6年度のねらい、目指すべきところ>

- (1) 国指定の重要無形民俗文化財「唐津くんちの曳山行事」の曳山の総塗替えを継続して行います。伝統文化伝承保存団体に補助を行い、伝統芸能の保存及び後継者の育成を支援します。
- (2) 文化遺産としての遺跡の保護と諸開発との調整を図ることを目的とした発掘調査を実施します。
- (3) 肥前陶器窯跡のうち飯洞甕下窯跡の覆屋の建設を行うとともに、市が所蔵する唐津焼の展示を行い、唐津焼の文化・歴史も含めた多様な価値を発信するよう努めます。また名護屋城跡並びに陣跡等の史跡の維持管理を行います。
- (4) 劣化した文化財説明板の計画的な整備補修を実施するとともに、発掘調査成果等の展示・公開を行います。また、唐津市歴史民俗資料館(旧三菱合資会社唐津支店本館)の保存修復事業に着手するとともに、歴史的な町並みを生かした町づくりを行うため、呼子を対象に保存対策調査を行います。

重点目標6 人権尊重の精神を育成する学校・社会教育の推進

- (1) 学校での人権・同和教育の推進
- (2) 社会教育としての人権・同和問題の啓発と人権・同和教育の推進
- (3) いじめ防止対策の推進
- (4) 問題行動、不登校への対応の充実

<令和6年度のねらい、目指すべきところ>

- (1) 学校の教育活動全体を通じて、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題に関する正しい知識や高い人権意識と豊かな人権感覚を身に付けさせる人権・同和教育を推進します。
- (2) 差別のないまちづくりをめざし、多様な学習機会の提供を通して、人権・同和教育、人権啓発の推進に努めます。
- (3) 唐津市いじめ防止基本方針の理念に基づき、学校内外におけるいじめ問題等の防止対策及び発生時における対応のほか、早期発見・早期対応を図るための支援体制を構築し、いじめ防止に積極的に取り組みます。
- (4) 問題行動については、関係諸機関とも連携し、組織的な対応を行うなど、未然防止に努めます。また、不登校傾向及び不登校の児童生徒への適切な対応を行うため、全小・中学校に配置しているスクールカウンセラーによるカウンセリング等、校内における教育相談体制の充実を図るとともに、小・中学校、適応指導教室、不登校対策支援特認校及び青少年支援センターの連携強化を図ります。

令和6年度 基本方針、重点目標及び重点項目一覧

基本方針	重点目標	重点項目
1 地域の将来を担う 人材の育成	(1) 知・徳・体の調和のとれた 「生きる力」の育成	①主体的・対話的で深い学びの推進及び 学力向上 ②心の教育の充実 ③食育・健康教育の推進と体位・体力 の向上 ④安全安心な学校給食の実施 ⑤幼・保・小・中・高の連携の強化と 推進
	(2) 時代の要請に応える教育 の推進	①学校・家庭・地域の役割分担と相互 連携 ②ICT活用教育の推進 ③郷土唐津の伝統や文化を尊重する 心と態度の育成 ④外国語教育の充実 ⑤インクルーシブ教育の視点を踏ま えた特別支援教育の充実 ⑥部活動改革 ⑦持続可能な社会づくりの推進
	(3) 安全で快適な教育環境の 整備・充実	①校舎等学校施設の改築、長寿命化改 良工事等 ②学校の規模適正化・適正配置 ③学校備品等の整備・充実 ④就学支援の充実
2 生涯学習の推進と 文化財の保護	(4) 生きがいのある生涯学習 環境の整備・充実	①生涯学習の普及啓発 ②生涯学習基盤の整備 ③生涯学習機会の拡充と支援 ④地域社会活動の振興 ⑤図書館活動の充実 ⑥優れた芸術・文化活動の推進
	(5) 受け継がれてきた伝統的・ 歴史的文化の継承	①民俗文化財等の保護・継承育成 ②埋蔵文化財等各種文化財の調査 ③史跡等の保存・整備 ④文化財・歴史遺産に関する保護・啓 発活動
3 人権教育、人権啓 発の推進	(6) 人権尊重の精神を育成す る学校・社会教育の推進	①学校での人権・同和教育の推進 ②社会教育としての人権・同和問題の 啓発と人権・同和教育の推進 ③いじめ防止対策の推進 ④問題行動、不登校への対応の充実

唐津市教育の基本方針

唐津市教育委員会は、教育基本法をはじめとする関係法令や唐津市総合計画に基づき、次代を担う子どもたちが、心身ともに健康で知性と感性に富み、人間性豊かに成長し、希望に満ち自らの未来を切り拓いていけるよう、教育の基本方針を定める。

第2次唐津市総合計画基本構想（平成27年度～令和6年度）（抄）

まちづくりの基本理念「市民力・地域力によるまちづくり」

令和6年度に目指す将来像「海と緑にかこまれたここちよい 唐津」

- ・本市のもつかけがえのない豊かな自然環境を最大の地域資源として認識
- ・子どもたちを地域で見守り育てていく地域コミュニティの結束

基本目標4 生きる力に満ちた人をはぐくむまちづくり

- ・市の将来を担っていく子どもたちは地域の宝であり、子どもたちの健全な育成は地域の重要な責務
- ・子どもたちの基礎学力の向上はもちろんのこと、自ら学び、考え、行動できる「生きる力」や「心豊かな子ども」をはぐくむ取り組みを、コミュニティスクールや地域活動を通して、学校、家庭、地域が三位一体となり推進
- ・地域における住民の生きがいとふれあいを目指すため、施設の適正配置、役割分担、生涯学習拠点としての機能充実を図り、地域住民自らが地域コミュニティの創造に参画できる体制の整備
- ・すべての人が個人として尊重される社会を確立するため、同和問題をはじめとするあらゆる差別の解消に向けた人権教育・人権啓発
- ・グローバルな人材育成

基本的方向

- ・地域の将来を担う人材の育成を進める。
- ・生涯を通じて知識が習得できる学習環境の整備を進める。
- ・住民の生きがいとふれあいを生む地域コミュニティの形成を図る。
- ・人権教育、人権啓発の推進を図る。

＜唐津市教育の基本方針＞

生きる力に満ちた人をはぐくむ

1 地域の将来を担う人材の育成

- (1) 学校の全教育活動を通して自立の精神を高めるとともに、学校・家庭・地域社会が一体となって郷土唐津の自然や伝統・文化の良さを体感できる場などを通して、社会の一員としてのルールを守り貢献しようとする心や他者を思いやる心など「豊かな心」をはぐくむ。また、義務教育と就学前教育との接続を滑らかにし、成長・発達に応じた基本的な生活習慣の定着を図る。
- (2) 子どもたち一人ひとりが持つ能力を発揮し、将来にわたって自己実現を図り自信に満ちた人生を創造できるように、良好な教育環境の整備・充実を図るとともに、中学校区が一体となった教育を推進し、「確かな学力」を身に付けさせる。
- (3) 子どもたちの体力や運動能力の向上を図るため、学校における体育・健康に関する活動を充実させ運動習慣を定着させる。また、家庭や地域社会との連携を図りながら、食育をはじめ日常生活における体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎となる「健やかな体」をはぐくむ。
- (4) 国際社会に対応した人材を育成するため、日本と郷土唐津の伝統と文化を尊重し、それらの理解を基盤とする異文化・国際理解教育を一層推進するとともに、小・中学校における外国語教育を充実させ、子どもたちのコミュニケーション能力等の向上を目指す。また、ICTの活用など時代のニーズにあった教育を推進する。
- (5) 家庭教育は教育の原点であり、子どもたちは家庭や地域の中で成長するという基本に立ち、家庭・学校・地域が協働し、教育の担い手として役割と責任を果たし、子どもたちの発達段階に合わせて相互補完しながら、連携を強化し支援する。また、家庭の教育力を向上させるための啓発などを行う。

2 生涯学習の推進と文化財の保護

市民が、生涯にわたって自己実現を図ることのできる学習機会を提供する。

あわせて、生涯を通じて読書に親しめるよう図書館環境の充実を図る。また、質の高い文化や芸術に親しめる機会を提供することにより、文化向上を目指す。

さらに、地域で受け継がれてきた祭りや伝統行事などの継承を支援し、地域の伝統文化の保護を図るとともに、史跡や歴史的建造物などの保護・活用を推進し、文化財の普及啓発を推進する。

3 人権教育、人権啓発の推進

日本国憲法及び教育基本法及び教育基本法及びの精神とともに、唐津市人権教育・啓発基本方針や唐津市いじめ防止基本方針に基づき、学校教育・社会教育の両面を通じて、あらゆる偏見や差別をなくし唐津市民の人権意識を高めるとともに、子どもたち一人ひとりが、かけがえのない人間として尊重されるよう、人権教育を推進する。

基本方針：令和 年 月 日 定例教育委員会承認

令和6年度の主要施策

この基本方針を達成するため、学校教育、社会教育、文化財の保存・活用及び人権教育における令和6年度の主要施策を次のとおり定め、国や佐賀県教育委員会及び関係教育機関・団体との連携のもと、広く市民の理解と協力を得ながら、積極的かつ着実に施策の推進に努める。

重点目標1 知・徳・体の調和のとれた「生きる力」の育成

- (1) 主体的・対話的で深い学びの推進及び学力向上
- (2) 心の教育の充実
- (3) 食育・健康教育の推進と体位・体力の向上
- (4) 安全安心な学校給食の実施
- (5) 幼・保・小・中・高の連携の強化と推進

<令和6年度のねらい、目指すべきところ>

- (1) 児童生徒の主体的、対話的で深い学びを推進するため、個別最適な学びと協働的な学びやカリキュラム・マネジメントを進め、PDCAサイクルの視点で継続的に授業改善を行います。また、学力向上指定校を拠点とする「学び合える環境」づくりとして、唐津市内の小・中学校を指定校に設定し、指定校の授業公開や講師からの指導などを通して、市内の全教職員の授業力向上を目指します。また、先進校を視察し、唐津市の取組との比較を通して改善点を整理し、指導・助言に生かします。併せて、教科等研究部会の活動を通して教職員の資質の向上を図ります。
- (2) 道徳教育の目標に基づき、教育活動全般において、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養います。「特別な教科 道徳」やさまざまな体験活動等を通して、自己を見つめ、物事を広い視野から多面的・多角的に考え、人間としての生き方について考える学習を行い、「心の教育」を充実させます。
- (3) 児童生徒の健康な体づくりを推進するため、体育的活動等を充実させるとともに、食育や健康教育に関する指導を推進します。また、全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果を踏まえ、児童生徒の体力の向上に係る施策や取り組みの成果と課題を把握し改善に役立てます。
~~新型コロナウイルス等~~の感染症の予防には、発生源をなくすこと、感染経路を遮断すること、主体の抵抗力を高めることがあり、その対応について児童生徒にしっかりと学ばせ、積極的に感染予防に努める態度を育てます。また、学校・家庭・地域及び関係機関と連携し、基本的な感染症対策を講じながら感染予防を行い、安全安心な教育活動に努めます。
- (4) 安全安心な学校給食の提供を行うため、徹底した衛生管理を行い異物混入防止に努めます。また、食物アレルギーを持つ児童生徒も給食を楽しめるように、アレルギー対応給食の提供を行います。併せて学校給食食材の地産地消をさらに進めますることにより、児童生徒の食に対する関心と、地域や生産者への理解を深め、給食を通じた地元愛を育んでいきます。

~~市西部地区に整備する学校給食センターの供用開始により市内の小中学校給食をセンター化し、唐津市の全部の小中学校へ給食を提供します。~~

~~また、学校が現金を取り扱わない体制づくりによるコンプライアンスの向上、市が給食を提供する一方で、保護者が給食費を支払う義務を負うという債権債務の明確化、教職員の負担軽減を実現するため、学校給食費の公会計化を進めます。~~

- (5) 自己肯定感や生きる力に満ち、心身共にたくましい幼児児童生徒を育むために、幼・保・小・中・高の連携を充実させます。

重点目標 2 時代の要請に応える教育の推進

- (1) 学校・家庭・地域の役割分担と相互連携
- (2) ICT活用教育の推進
- (3) 郷土唐津の伝統や文化を尊重する心と態度の育成
- (4) 外国語教育の充実
- (5) インクルーシブ教育の視点を踏まえた特別支援教育の充実
- (6) 部活動改革
- (7) 持続可能な社会づくりの推進

<令和6年度のねらい、目指すべきところ>

- (1) 市内すべての学校が地域との連携を深め、学校・家庭・地域が一体となって児童生徒を育む「地域とともにある学校づくり」を推進します。また、「放課後子ども総合プラン」の推進に努めます。
- (2) 課題解決に向けた主体的・対話的で深い学びや個々の能力・特性に応じた学びの実現のため、小・中学校に導入した電子黒板や1人1台のタブレット端末等のICT機器を活用した教育を推進します。
- (3) 地域との連携を深め、地域から伝統や文化を学ぶ活動を推進することで、児童生徒の郷土唐津の伝統や文化を尊重する心と態度を育成します。
- (4) ~~ALTを有効に活用し~~、小・中学校の外国語教育を充実させながら、ALTを有効に活用しながら外国の文化に対する理解を深め、主体的に外国語を用いてコミュニケーションを図ろうとする態度を育成します。また、全小学校で実施するGTEC（スコア型英語4技能テスト）を検証するとともに、小・中学校の担当者が事前・事後指導ほか、効果的な取組について交流することを通して、さらなる外国語教育の充実を図ります。
- (5) インクルーシブ教育の視点を踏まえ、「共に学ぶ」児童生徒一人ひとりの特性を認めながら、各々の個性の伸長をめざします。また、特別支援学校や療育機関、特別支援教育エリアリーダー及びアドバイザー等との連携を図りながら個に応じた特別な教育的支援を進めるために、教職員の指導力の向上に努めるとともに、生活支援員を適正に配置し、併せて就学相談会や学校支援の充実を図ります。教育支援委員会では、児童生徒の特性に応じた適正な教育支援が行われるように十分な検討を行います。
- (6) 地域移行に向けた関係者会議を実施し、関係各課、機関等との連携を図りながら部活動改革を進めます。
- (7) 持続可能な社会づくりに向けて、SDGsの17目標の理解と持続可能な社会づくりを推進する力の育成を図ります。

また、地域の将来を担う人材の育成を目指し、「唐津市ひとづくり計画」を策定し、持続可能な地域づくりに努めます。

重点目標3 安全で快適な教育環境の整備・充実

- (1) 校舎等学校施設の改築、長寿命化改良工事等
- (2) 学校の規模適正化・適正配置
- (3) 学校備品等の整備・充実
- (4) 就学支援の充実

<令和6年度のねらい、目指すべきところ>

- (1) 学校の改築、長寿命化改良工事等の事業推進により施設の整備・充実に努めます。
- (2) 複式学級の解消のため、学校の規模適正化・適正配置に努めます。また、市内小・中学校の現状に沿った方針を定めるため、通学区域審議会を開催していきます。
- (3) 電子黒板及び理科教材その他備品等を計画的に購入・更新することで、よりよい学習環境の充実に図ります。
- (4) 経済的理由で就学が困難な児童生徒に対し、学用品費の給付などの就学援助及び奨学資金の貸し付けを行うことで、児童生徒が平等に教育を受けられる環境づくりを行います。

重点目標4 生きがいのある生涯学習環境の整備・充実

- (1) 生涯学習の普及啓発
- (2) 生涯学習基盤の整備
- (3) 生涯学習機会の拡充と支援
- (4) 地域社会活動の振興
- (5) 図書館活動の充実
- (6) 優れた芸術・文化活動の推進

<令和6年度のねらい、目指すべきところ>

- (1) 公民館における生涯学習の普及啓発を図るため、市内25館の公民館が発行する「公民館だより」による地域住民への周知と併せ、市公式HPを活用した周知を行うことで、公民館における生涯学習の普及啓発を進め充実させます。
- (2) 「唐津市教育委員会個別施設計画」に基づき、順次事業を推進するとともに、公民館類似施設の整備に対しても公的補助を行います。
- (3) 地域住民自らが地域コミュニティの創造に参画できる体制の整備を目的として、公立公民館及び自治公民館、都市コミュニティセンターなどの社会教育施設で、市民それぞれの世代に応じた学習課題に合致した魅力ある学習機会を提供できるよう、学習内容の拡充と支援体制の確立に努めます。
- (4) 社会教育関係団体の運営及び活動に対する支援のあり方について検討を行い、より特色のある地域社会活動社会教育の振興を図ります。また、公民館のあり方の検討を進め、地域住民自らが地域社会活動に参画できる体制を目指します。
- (5) 「唐津市図書サービス計画」に基づき、利用者のニーズに応じた図書館資料の収集や保存整備、図書館と市民センター公民館図書室をつなぐ近代図書館ネットワークシステムを活用した図書の貸出・返却を充実させます。また「唐津市子ども読書活動推進計画（第3次）」を基本とし、読み聞かせ等の事業の実施、図書館サービスの向上と利用の促進を図ります。
- (6) 近代図書館美術ホールでは特別展や市所蔵品展等、4階ロビー等では近^{きん}図^とプ^ちこ^れく^しょ^んや近^{きん}図^とぎ^ゃら^りいを開催し、するとともに教育普及事業を実施し、質の高い文化や芸術に親しめる機会の提供及び地域の文化芸術の向上を図ることで、図書館利用の促進に努めます。

重点目標5 受け継がれてきた伝統的・歴史的文化の継承

- (1) 民俗文化財等の保護・継承育成
- (2) 埋蔵文化財等各種文化財の調査
- (3) 史跡等の保存・整備
- (4) 文化財・歴史遺産に関する保護・啓発活動

<令和6年度のねらい、目指すべきところ>

- (1) 国指定の重要無形民俗文化財「唐津くんちの曳山行事」の曳山の総塗替えを継続して行います。伝統文化伝承保存団体に補助を行い、伝統芸能の保存及び後継者の育成を支援します。
- (2) 文化遺産としての遺跡の保護と諸開発との調整を図ることを目的とした発掘調査を実施します。
- (3) 肥前陶器窯跡のうち飯洞甕下窯跡の覆屋の建設を行うとともに、市が所蔵する唐津焼の展示を行い、唐津焼の文化・歴史も含めた多様な価値を発信するよう努めます。また名護屋城跡並びに陣跡等の史跡の維持管理を行います。
- (4) 劣化した文化財説明板の計画的な整備補修を実施するとともに、発掘調査成果等の展示・公開を行います。また、唐津市歴史民俗資料館(旧三菱合資会社唐津支店本館)の保存修復事業に着手するとともに、歴史的な町並みを生かした町づくりを行うため、呼子を対象に保存対策調査を行います。

重点目標6 人権尊重の精神を育成する学校・社会教育の推進

- (1) 学校での人権・同和教育の推進
- (2) 社会教育としての人権・同和問題の啓発と人権・同和教育の推進
- (3) いじめ防止対策の推進
- (4) 問題行動、不登校への対応の充実

<令和6年度のねらい、目指すべきところ>

- (1) 学校の教育活動全体を通じて、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題に関する正しい知識や高い人権意識と豊かな人権感覚を身に付けさせる人権・同和教育を推進します。
- (2) 差別のないまちづくりをめざし、多様な学習機会の提供を通して、人権・同和教育、人権啓発の推進に努めます。
- (3) 唐津市いじめ防止基本方針の理念に基づき、学校内外におけるいじめ問題等の防止対策及び発生時における対応のほか、早期発見・早期対応を図るための支援体制を構築し、いじめ防止に積極的に取り組みます。
- (4) 問題行動については、関係諸機関とも連携し、組織的な対応を行うなど、未然防止に努めます。また、不登校傾向及び不登校の児童生徒への適切な対応を行うため、全小・中学校に配置しているスクールカウンセラーによるカウンセリング等、校内における教育相談体制の充実を図るとともに、小・中学校、適応指導教室、不登校対策支援認定校特認校及び青少年支援センターの連携強化を図ります。

令和6年度 基本方針、重点目標及び重点項目一覧

基本方針	重点目標	重点項目
1 地域の将来を担う 人材の育成	(1) 知・徳・体の調和のとれた 「生きる力」の育成	①主体的・対話的で深い学びの推進及び 学力向上 ②心の教育の充実 ③食育・健康教育の推進と体位・体力 の向上 ④安全安心な学校給食の実施 ⑤幼・保・小・中・高の連携の強化と 推進
	(2) 時代の要請に応える教育 の推進	①学校・家庭・地域の役割分担と相互 連携 ②ICT活用教育の推進 ③郷土唐津の伝統や文化を尊重する 心と態度の育成 ④外国語教育の充実 ⑤インクルーシブ教育の視点を踏ま えた特別支援教育の充実 ⑥部活動改革 ⑦持続可能な社会づくりの推進
	(3) 安全で快適な教育環境の 整備・充実	①校舎等学校施設の改築、長寿命化改 良工事等 ②学校の規模適正化・適正配置 ③学校備品等の整備・充実 ④就学支援の充実
2 生涯学習の推進と 文化財の保護	(4) 生きがいのある生涯学習 環境の整備・充実	①生涯学習の普及啓発 ②生涯学習基盤の整備 ③生涯学習機会の拡充と支援 ④地域社会活動の振興 ⑤図書館活動の充実 ⑥優れた芸術・文化活動の推進
	(5) 受け継がれてきた伝統的・ 歴史的文化の継承	①民俗文化財等の保護・継承育成 ②埋蔵文化財等各種文化財の調査 ③史跡等の保存・整備 ④文化財・歴史遺産に関する保護・啓 発活動
3 人権教育、人権啓 発の推進	(6) 人権尊重の精神を育成す る学校・社会教育の推進	①学校での人権・同和教育の推進 ②社会教育としての人権・同和問題の 啓発と人権・同和教育の推進 ③いじめ防止対策の推進 ④問題行動、不登校への対応の充実